

25高教福第1424号

平成26年3月17日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

（公印省略）

臨時的任用教職員の着任に際しての留意事項（通知）

日頃から適正な学校管理や教職員の服務規律の確保について配慮され、貴管内教職員への指導及び支援に努めていただき感謝を申し上げます。

さて、各学校におきましては、4月当初から、新年度のスタートにあたっての組織職員会議等を予定していると思われますが、臨時的任用教職員に対して、任用日前にもかかわらず、この組織職員会議等への参加を依頼している学校があると県議会で指摘されたところです。

臨時的任用教職員の雇用については、「公立学校臨時的任用教職員取扱要綱」等に基づき必要な手続きを経て決定されるものであり、臨時的任用教職員は、県教育委員会から任用期間や勤務時間等を明記した、「人事異動通知書」及び「勤務条件説明書」を交付されることによってはじめて公立学校教職員（地方公務員）の身分を有することになります。

したがって、臨時的任用教職員に対して、任用期間以外の日に学校への訪問を依頼することはできないものであり、もし、臨時的任用教職員が訪問依頼に応じ、移動中の交通事故や学校内での事故等により負傷したとしても、本人に対しての補償等は全くありません。

4月当初から臨時的任用教職員を含めた教職員全体で組織体制を整え、学校運営をスタートさせることは意義があることと思われます。臨時的任用教職員にとっては、意欲的に任用予定校を訪問しようという気持ちもあろうかと思いますが、法令・規則等に則った適正な対応を行っていただくよう管内学校長への周知徹底をお願いいたします。

なお、県教育委員会としましても、少しでも早く臨時的任用教職員が配置できるよう取り組んでいきたいと考えております。